

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会資料

主催 尾三地区介護保険事業所指定指導事務所

目次

➤ 集団指導の概要について …P1～P5

➤ 運営指導の実施状況について …P6～P16

➤ 報酬改定について

サービス共通事項 …P17～P31

通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、訪問系サービス …P32～P37

居宅介護支援事業所 …P38～P44

➤ 事故報告状況について …P45～P57

集団指導の概要について

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

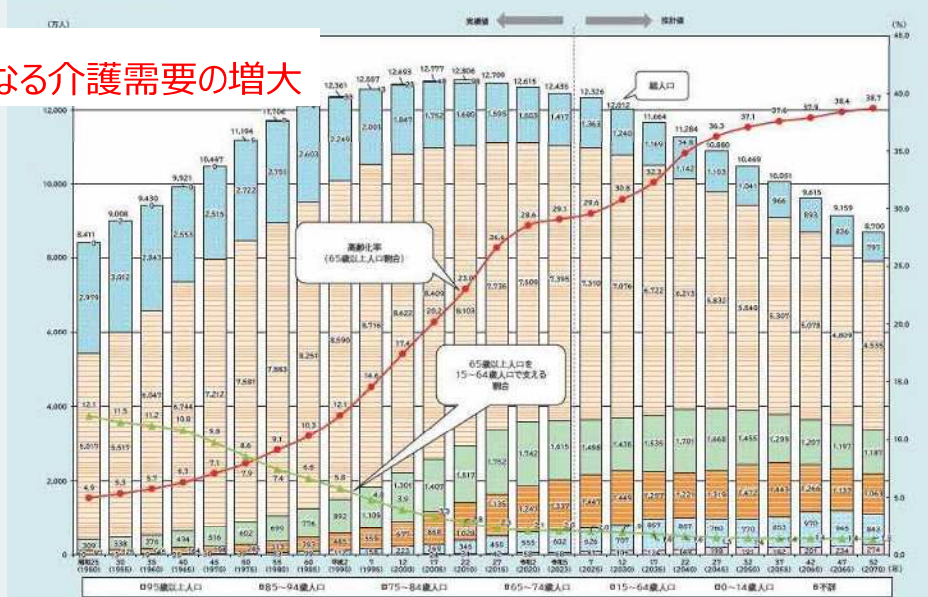
1. はじめに
2. 介護サービス利用者に対して担う責任
3. 指導・監督業務について
4. 尾三地区自治体間連携による運営指導について
5. まとめ

1.はじめに

近年日本の人口は長期の減少過程に入っており、2070年には8,700万人になると推計されているが、高齢化率は上昇を続けると予測されている。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計

更なる介護需要の増大



出典：令和6年度版高齢者白書

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2.介護サービス利用者に対して担う責任

介護保険事業者等は、介護サービスを必要とする利用者に対し、介護保険法に規定されている目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはならない。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（目的）

第一条

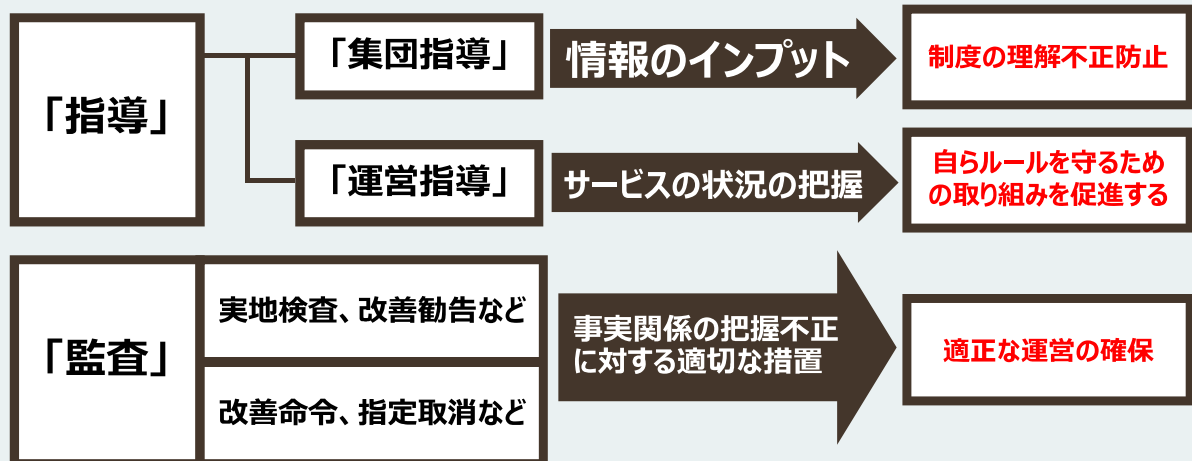
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国や自治体等の行政機関は、これらの責任を担う介護保険事業者等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要がある）

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3.指導・監査業務について

自治体等の行政機関は、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、「サービスの質の向上の確保」及び「保険給付の適正化」を目的として介護保険事業者等に指導・監査業務を行っている。



5

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3.指導・監査業務について

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

出典：介護保険制度の概要（令和3年5月厚生労働省老健局）

6

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

4.尾三地区自治体間連携による運営指導について

平成28年度に地域密着型サービス、平成30年度には居宅介護支援事業所について県から市町村へ指定・指導監督の権限移譲が行われた。

→市町村による指定・指導監督業務の実施
介護給付の増大



尾三地区自治体間連携構成市町
(豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町)

自治体間連携により、業務体制の確保、指定指導事務における質の担保及び向上を図り、適切な給付を目指す。

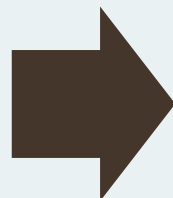
7

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

5.まとめ

集団指導とは…

- ・自治体が所管する事業所等が対象
- ・毎年度実施
- ・各自治体の実情に応じた内容
(介護保険制度の概要や報酬改定等)
- ・遵守すべき制度内容の周知



**集団指導による
制度の理解促進**

**適正な介護
サービスの運営**

8

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

■ 参考（指導監査業務に関連する法令等）

法律	介護保険法	
政令	介護保険法施行令	
省令	介護保険法施行規則	
	- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 - 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準	- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 - 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
告示	- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 - 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 等	- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 - 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 等
通知	【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 【留意事項通知】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	【解釈通知】 - 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について - 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について 【留意事項通知】 - 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について - 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

9

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

参考資料

- 介護保険施設等運営指導マニュアル
（令和6年7月改定厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）
- 令和6年版高齢社会白書（内閣府）
- 介護保険施設等の指導監督について
（令和6年3月26日老発0326第6号厚生労働省老健局長通知）
- 介護保険制度の概要（令和3年5月厚生労働省老健局）

10

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

運営指導の実施状況について

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

1. 令和6年度の運営指導実施状況について
2. 運営指導における指摘事項
3. 令和6年度運営指導における指摘事項一覧
4. 提供するサービスの第三者評価の実施について

1.令和 6 年度の運営指導実施状況について

令和 6 年度介護保険事業所の運営指導実施数

(令和 6 年11月30日時点)

サービス種類	日進市	みよし市	長久手市	豊明市	東郷町	合計
居宅介護支援	5	2	3	3	3	16
介護予防支援（地域包括）	0	0	0	1	0	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2	2	0	2	1	7
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	0	1	1	0	1	3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0	0	1	2
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
令和 6 年度運営指導実施状況合計	7	6	4	6	6	29
令和 6 年度運営指導実施予定数	14	8	4	9	8	43

13 ※運営指導は、概ね 3 年に 1 度行うものとしています。

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2.運営指導における指摘事項

◆文書指摘（目的）

主に介護保険法令等に規定された内容に関する指摘事項

◆口頭指摘

主に介護保険法令等に規定されていないが、より良い事業所運営に資する助言的内容

令和 6 年度における指摘事項

➡「令和 6 年度運営指導における指摘事項一覧」を参照。

14

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3.令和 6 年度運営指導における指摘事項一覧

●文書指摘

別紙資料①（令和 6 年11月30日時点）参照

NO.	サービス種別	基準条項名等	指導内容
1	複数サービス共通	掲示	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（第三者評価の実施の有無等）について重要事項説明書に記載すること。
2	複数サービス共通	業務継続計画の策定等	感染症の予防及びまん延防止のための措置及びBCP（感染症）について、指針及び内容について整理すること。また、研修及び訓練の具体的な計画の内容を盛り込むとともに年1回以上研修及び訓練を実施すること。
3	複数サービス共通	管理者	介護職員の人員基準について、管理者が兼務の状態、1日の時間数を全て介護職員に充てることで、何とか確保できている状態であるため、改善を図ること。また、管理者の夜勤勤務の時間数及び管理者業務の時間数について調整を行うこと。
4	複数サービス共通		重要事項について、サービス利用料金の表記を正しく修正すること。
5	複数サービス共通	虐待の防止	虐待防止のための措置についての担当者を置くこと。
6	居宅介護支援	特定事業所集中減算	特定事業所集中減算届出書について、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている期間において、正当な理由を市に提出すること。
7	複数サービス共通	地域との連携	運営推進会議に市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等が参加し活動状況を報告すること。

15

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

●口頭指摘

別紙資料②（令和 6 年11月30日時点）参照

NO.	サービス種別	指導内容
1	複数サービス共通	令和7年3月31日までに重要事項をウェブサイトに掲載すること。
2	複数サービス共通	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表とタイムカードに若干の相違があるため、適切に管理を行うこと。
3	複数サービス共通	研修の記録については、参加していない人も見るできるよう書類を整理し、事業所内で供覧すること。
4	複数サービス共通	研修の実施漏れがないように研修計画を立て、必要な研修は必ず実施できるようにすること。
5	複数サービス共通	契約書や運営規程、重要事項説明書との整合を図り、条項ずれや誤字、脱字を修正し、表記も統一すること。
6	複数サービス共通	附則は運営規程について、この規程が過去から今に至るまでいつ改正されたのか分かるように明記する必要がある。なお、日付だけでなく、追加するたびに、毎回「附則」も記載することが適切な表記である。 【例】 附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 附則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
7	複数サービス共通	苦情申立窓口は、通常の実施地域となっている自治体の担当課及び愛知県国民健康保険団体連合会を最低限記載しておくこと。また、組織名等は正式名称で記載し、連絡先は直通のものを記載することが望ましい。尾三地区の各担当部署及び愛知県国民健康保険団体連合会の連絡先等については次のとおり。 ●愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL：052-971-4165 ●豊明市 長寿課 TEL：0562-92-1261 ●日進市 介護福祉課 TEL：0561-73-1495 ●みよし市 長寿介護課 TEL：0561-32-8009 ●長久手市 長寿課 TEL：0561-56-0613 ●東郷町 高齢者支援課 TEL：0561-56-0735

16

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

4. 提供するサービスの第三者評価の実施について

第三者評価とは・・・

《参考》

愛知県福祉サービス第三者評価推進センター

<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>

第三者評価 = 福祉サービス第三者評価

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

効果

- ・各事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることができる
- ・結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になる

➤実施については**任意**だが、重要事項として**実施の有無の記載**が求められる

【実施している場合】

- ・実施した直近の年月日
- ・実施した評価機関の名称
- ・評価結果の開示状況

実施の有無とあわせて記載すること

17

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

各制度の違い①

（第三者評価、情報公表、外部評価）

区分	福祉サービス第三者評価	介護サービス情報の公表	地域密着型サービス外部評価
目的	・サービスの質の向上 ・利用者による適切なサービス選択	利用者による事業所の適切な選択	・サービスの質の向上 ・利用者による事業所の適切な選択
根拠	社会福祉法 第78条第1項	介護保険法 第115条の35～44	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第97条第8項
主体	県の認証を受けた民間の評価機関	報告：介護サービス事業所	県の選定を受けた民間の評価機関
対象	福祉サービス全般	介護サービス	認知症対応型共同生活介護
実施	任意	義務（調査は必要に応じて随時）	義務（原則年1回）
開示	任意	義務	義務

《参考》

千葉県庁ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/daisansha/seido.html>

18

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

各制度の違い②

(第三者評価、情報公表、外部評価)

区分	福祉サービス第三者評価	介護サービス情報の公表	地域密着型サービス外部評価
流れ	① 契約（事業所が評価機関を選択） ② 自己評価、利用者調査、訪問調査 ③ 評価結果の作成 ④ 結果の公表 ⑤ 業務の改善	① 事業所への通知 ② 情報公表センターへ報告 ③ 介護サービス情報の公表	① 契約（事業所が評価機関を選択） ② 自己評価、訪問調査 ③ 評価結果の作成 ④ 結果の公表 ⑤ 業務の改善
効果	事業所 - 課題を把握できる。 - 評価機関から客観的な助言を受けられる。 - サービスの質を向上できる。 利用者 - 事業所のサービス質を知ることができる。 - 質の高いサービスを受けられる。	事業所 - 客観的な情報を提供できる。 - 他の事業所の取り組みを参考にできる。 利用者 - 事業所の介護サービス情報を知ることができる。 - 事業所の比較検討ができる。	事業所 - 課題を把握できる。 - 評価機関から客観的な助言を受けられる。 - サービスの質を向上できる。 利用者 - 事業所のサービスの質を知ることができる。 - 質の高いサービスを受けられる。 - 事業所の比較検討ができる。

19

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

ありがとうございます。

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 文書指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容	根拠等	基準条項名等
1	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	感染症の予防及びまん延防止のための措置及びBCP（感染症）について、指針及び内容について整理すること。また、研修及び訓練の具体的な計画の内容を盛り込むとともに年1回以上研修及び訓練を実施すること。（感染症の予防及びまん延防止のための措置及びBCPを一体的に策定する場合は、それぞれの項目を適正に設定すること。）	基準第19条の2、第21条の2	業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置
2	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	介護職員の人員基準について、管理者が兼務の状態、1日の時間数を全て介護職員に充てることで、何とが確保できている状態であるため、改善を図ること。また、管理者の夜勤勤務の時間数及び管理者業務の時間数について調整を行うこと。	基準第91条	管理者
3	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	業務継続計画（BCP）について、研修及び訓練の具体的な計画を盛り込むとともに、年1回の研修及び訓練を計画通り行うこと。	基準第3条の30の2	業務継続計画の策定等
4	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	感染症予防の委員会について、指針に定められた内容のメンバーで開催すること。	基準第33条	衛生管理等
5	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	重要事項説明書の苦情処理の体制について、苦情に対する対応の内容について記載を行うこと。	基準第3条の36	苦情処理
6	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	重要事項説明書に事故発生時の対応について項目を追加すること。	基準第3条の32	掲示
7	文書指摘	運営に関すること	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	重要事項について、サービス利用料金の表記を正しく修正すること。	第96条第4項 第76条第4項	利用料等の受領
8	文書指摘	請求に関すること	居宅介護支援	特定事業所集中減算届出書について、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービスに係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている期間において、正当な理由を市に提出すること。	大臣基準告示83	特定事業所集中減算
9	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	重要事項説明書のサービス利用料金について、金額に誤りがあったため是正すること。	第24条第5項	利用料等の受領
10	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	運営推進会議に市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等が参加し活動状況を報告すること。	基準第22条第1項	地域との連携
11	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	送迎時の記録をつけること	基準第3条の18	サービスの提供の記録
12	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	非常災害訓練を計画的に実施し、訓練記録を残すこと。	基準第32条第1項	非常災害対策
13	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告すること。	基準第34条	地域との連携
14	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	業務継続計画における必要な研修及び訓練を計画的に実施すること。	基準第3条の30の2第2項	業務継続計画の策定
15	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	事故発生した場合は、市町村へ報告を行うこと。	基準第35条第1項	事故発生時の対応
16	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	事故報告書において、作成担当者の記入漏れや管理責任者への報告状況等報告内容にが不明瞭な部分が見受けられるため、記録の整備を正確に行うこと。	基準第35条第2項	事故発生時の対応
17	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	運営規程に（虐待防止のための措置に関する事項）を追記すること。	基準第29条	運営規程
18	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	運営規程等について、実施していないサービスや地域についての記載があるため、改めること。	基準省令第37条	内容及び手続の説明及び同意
19	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	虐待防止のための措置を適切に実施するため、担当者を置くこと。	基準省令第37条	虐待の防止
20	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	重要事項説明書について、利用料金の記載に誤りがあるため修正すること。	基準省令第37条	内容及び手続の説明及び同意
21	文書指摘	人員に関すること	居宅介護支援	介護支援専門員の員数について、基準を満たしていないため、改めること。	基準省令第2条	従業者の員数
22	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項について記載すること。	基準省令第18条	運営規程
23	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	モニタリングの結果の記録が確認できなかったため、結果が分かるように記録を残すこと。	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	基準省令第13条
24	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	サービス計画書については、サービス開始前までに同意を得ること。	基準省令第13条	指定居宅介護支援の具体的取扱方針
25	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	虐待防止のための措置についての担当者を置くこと。	基準省令第27条の2	虐待の防止
26	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	居宅サービス計画については、本人の同意を得ること。代筆した場合は、分かるように記録しておくこと。	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	基準省令第13条
27	文書指摘	請求に関すること	居宅介護支援	入院時情報連携加算の算定にあたっては、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておくこと。	介護保険最新情報Vol.629	
28	文書指摘	請求に関すること	居宅介護支援	特定事業所加算の算定にあたっては、24時間の連絡体制を確保するとともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。	解釈通知第3の14	
29	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	通所介護計画については、利用者の同意を得ること。代筆した場合は、分かるように記録しておくこと。	基準省令第27条	地域密着型通所介護計画の作成
30	文書指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	生活相談員については、サービス提供時間を通じて1名以上配置すること。	基準省令第20条	従業者の員数
31	文書指摘	請求に関すること	地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、直近3月間の職員の割合を毎月記録し、所定の割合を下回っていないか確認すること。	解釈通知第2の3の2（27）	

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 文書指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容	根拠等	基準条項名等
32	文書指摘	請求に関すること	地域密着型通所介護	重要事項説明書に加算の単位数の記載がない。加算を含めて料金の説明を行い、同意を得るよう、加算の単位数を記載すること。 介護保険適用外のサービス費用についても、金額表などで事前に料金を説明し同意を得る形をとること。	基準第24条第5項	利用料等の受領
33	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	身体拘束を行った場合は、身体拘束の具体的な内容や、緊急やむを得ない理由について「切迫性」「非代替性」「一時性」の3点がわかるような記載を心がけること。	基準第13条2の3	指定居宅介護支援の具体的取扱方針
34	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	居宅サービス計画について、サービス開始日までに利用者から同意を得ること	基準第13条第10号	基準第13条第10号【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】
35	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	災害に係る業務継続計画に平常時の対応を明記すること。	基準第19条の2第1項	基準第19条の2第1項【業務継続計画の策定等】
36	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	居宅サービス計画に基づくモニタリングを実施すること。	基準第13条の第14項	基準第13条の第14項【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】
37	文書指摘	人員に関すること	居宅介護支援	退職後の秘密保持についても誓約を交わすこと。	基準省令第23条	基準省令第23条【秘密保持】
38	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、その様態及び時間だけでなく、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由も記録すること。	基準省令第13条	基準省令第13条【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】
39	文書指摘	運営に関すること	居宅介護支援	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることに同意している旨がわかるものを提出すること	特定事業所加算	特定事業所加算【老企第36号第3の14】
40	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	災害に係る業務継続計画内に感染症に係る文言があったため修正を行うこと。	基準省令第3条の30の2	基準省令第3条の30の2【業務継続計画の策定等】
41	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	虐待防止のための指針に次の事項を盛り込むこと。 ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ②成年後見制度の利用支援に関する事項 ③虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ④利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑤その他虐待の防止の推進のために必要な事項	基準省令第3条の38の2	基準省令第3条の38の2【虐待の防止】
42	文書指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	看取りに関する指針に次の事項を盛り込むこと。 ①利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ②家族等への心理的支援に関する考え方	看取り介護加算【老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号 第2の6(9)】	看取り介護加算

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 口頭指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容
1	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	重要事項説明書に記載されているサービス利用料金の金額が誤っていたため、修正すること。
2	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	契約書の日付や住所の記載がされていないものが散見されたため、契約の締結を適切に行うこと。
3	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	研修記録を従業者で供覧し、事業所内での情報共有に努めること。
4	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	重要事項説明書に記載されているサービス利用料金の金額が誤っていたため、修正すること。
5	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	管理者の辞令を作成し、職責を明示すること。
6	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	ハラスメントの指針について閲覧可能な状況ではあったが、指針の内容について従業者に周知すること。
7	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	BCPで記載がされていない項目（電気ガスに関することなど）があったため、是正すること。
8	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	虐待防止について、指針の内容を見直すとともに、虐待の防止のための対策を検討するための委員会、虐待の防止のための従業者に対する研修（定期研修2回以上、新規採用時研修）について具体的な内容を盛り込むとともに、内容の実施を徹底すること。
9	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程、契約書及び重要事項説明書について、記載内容の見直し等の所要の修正を行うこと。
10	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	秘密保持について、以前に採用した職員についても、現在の基準で誓約書を取り直すこと。
11	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	事故発生時の対応について、訪問時に利用者が転倒した場合等の取扱いを含めたマニュアルや対応方法について整備を行うこと。
12	口頭指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	秘密事項の誓約書について、職員全員分のものを整備しておくこと。
13	口頭指摘	運営に関すること	認知症対応型共同生活介護	待防止について、研修を年2回定期的に行うとともに、職員の新規採用時においても研修の内容に含めること。
14	口頭指摘		地域密着型通所介護	契約書及び重要事項の内容について、所要の修正を行うこと。
15	口頭指摘		地域密着型通所介護	高齢者虐待及び身体拘束について、委員会及び研修を合わせて実施する場合は、それぞれで何を実施したかを明確に記録しておくこと。
16	口頭指摘		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	運営規程、契約書について所要の修正を行うこと。
17	口頭指摘		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	高齢者虐待及び身体拘束について、委員会及び研修を合わせて実施する場合は、それぞれで何を実施したかを明確に記録しておくこと。また、法人内の事業所が合同で実施する場合は、サービス種類ごとに年間の必要回数が異なる場合があるため、留意すること。
18	口頭指摘		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事故防止についての指針について、指針の内容にある委員会と実際の委員会の名前表記を統一すること。また、他の計画及び指針に規定されている委員会についても、実際の名称と整合しているか確認を行うこと。
19	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	個人情報使用同意書の誤字脱字を修正すること。
20	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等の誤字・脱字等を修正すること。また、運営規程・重要事項説明書の営業日及び営業時間について実態に合わせた記載にすること。
21	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等の誤字・脱字等を修正すること。
22	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	個人情報使用同意書の使用目的に請求に関すること及び行政機関等への照会回答に使用する旨の記載をすること。
23	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	サービス利用割合に関する書類等の日付の記載をすること。
24	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	研修資料等の供覧の際は、サインや押印で全員が確認したことが分かるようにすること。または、資料を配布する方法での供覧にすること。
25	口頭指摘	運営に関すること	介護予防支援（地域包括）	契約書の誤字を修正すること。

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 口頭指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容
26	口頭指摘	運営に関する事	介護予防支援（地域包括）	契約書については本書を2部作成し、事業所と利用者で1部ずつ保管すること。
27	口頭指摘	運営に関する事	介護予防支援（地域包括）	利用料については基本単位、加算の報酬について説明し、利用料等のページに記載すること。
28	口頭指摘	運営に関する事	介護予防支援（地域包括）	令和7年3月31日までに重要事項をウェブサイトに掲載すること。
29	口頭指摘	運営に関する事	介護予防支援（地域包括）	虐待防止・感染症予防及びまん延防止・BCPの各種研修の開催時期等を研修計画に記載すること。
30	口頭指摘	人員に関する事	介護予防支援（地域包括）	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表とタイムカードに若干の相違があるため、適切に管理を行うこと。
31	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	運営規定等について、誤字、脱字及び不適切な文言を修正すること。
32	口頭指摘		居宅介護支援	虐待の防止・業務継続計画・感染症予防及びまん延防止の研修と訓練の計画について、日程等を明確にすること。
33	口頭指摘		居宅介護支援	個人情報の使用に係る同意書の使用期間について修正すること。
34	口頭指摘		居宅介護支援	利用者との契約書について契約日が空欄になっているものがあつたため是正すること。
35	口頭指摘		居宅介護支援	重要事項説明書のサービス利用料金について、利用者がわかりやすい料金表と記載内容に修正すること。
36	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	利用者との契約書について契約日や契約期間が空欄になっているものがあつたため是正すること。
37	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	重要事項説明書署名個所の日付があつたため是正すること。
38	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	運営規程・重要事項説明書・契約書の誤字・脱字等を修正すること。
39	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	業務継続計画の別紙の更新
40	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	個人情報取扱同意書の使用目的に、運営指導時や国保連への請求時の情報公開を追記すること。 使用期間を削除すること。
41	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	ハラスメントの防止指針に記載のある研修について記録を残すこと
42	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	苦情受付時における必要な報告様式を備えるなど、受付時の報告方法、記録の保存方法について検討すること。
43	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	虐待防止担当者を明確にすること。
44	口頭指摘	その他	地域密着型通所介護	介護職員処遇改善加算の仕組みについての職員への周知方法を明確にすること。
45	口頭指摘	運営に関する事	地域密着型通所介護	運営規程・重要事項説明書の誤字・脱字等を修正すること。
46	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	各種マニュアルや指針、雇用契約書及び辞令等について、管理者の役職が「所長」となっているものが散見されるため、「管理者」に統一すること。
47	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	雇用契約書について、就業場所が病院となっている従業者がいるため、今後は就業場所を事業所に統一すること。
48	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	事故対応について、車両事故だけでなく居宅介護支援提供中の事故についても対応マニュアル等を作成すること。
49	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	感染症まん延防止の指針について、事業所内の衛生管理や発生時の対応等を記載し、事業所に合った内容に変更すること。
50	口頭指摘	運営に関する事	居宅介護支援	運営規程等について、一部記載の見直しを検討すること。

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 口頭指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容
51	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	個人情報の利用については、サービス計画書を作成する前に同意を得ること。
52	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	契約書の日付については、誤りや漏れのないよう確実に記載すること。
53	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	災害に関する業務継続計画について、一部感染症に関する内容になっているため、改めること。
54	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等について、一部記載の見直しを検討すること。
55	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	業務継続計画について、詳細が定まっていない箇所が散見されるため、見直しを行うこと。
56	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	非常災害時のマニュアルについて、有事の際に実際の動き等を具体的に記載するなど、事業所の状況に合った内容とすること。
57	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	事故等の緊急時における対応方法を整理し、すぐに確認ができるようマニュアル等にまとめておくこと。
58	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	管理者については、辞令を交付する等により、その職責を明示すること。
59	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会については、おおむね6ヶ月に1回開催すること。
60	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会及び虐待防止のための対策を検討する委員会については、研修とは別で実施すること。
61	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	通所介護計画について、同意日の記載がないものが見られたため、必ず記載すること。また、認知症等により説明が難しい利用者については、家族等に説明し、家族の代筆により署名をもらい、同意を得ること。
62	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	運営規程等について、一部記載の見直しを検討すること。
63	口頭指摘	請求に関すること	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画の見直し前に訪問し、現状を確認したうえで計画を作成すること。
64	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	虐待防止のための指針について、委員会の回数を記載すること。
65	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	サービス担当者会議を行う際は、実施日までに欠席者の意見照会をしておくこと。
66	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	秘密保持の誓約書について、他に従業員を雇用する場合には必ず記載してもらうこと。
67	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	研修の記録については、参加していない人も見るができるよう書類を整理し、事業所内で供覧すること。
68	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	研修の実施漏れがないように研修計画を立て、必要な研修は必ず実施できるようにすること。
69	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等について、一部記載の見直しを検討すること。
70	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	居宅サービス計画を変更した場合には、軽微な変更であっても、変更内容が分かるように記録しておくこと。
71	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	個人情報の利用については、居宅サービス計画書を作成する前に同意を得ること。
72	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	業務継続計画及び感染症のまん延防止のための措置にかかる研修及び訓練については、少なくとも1年に1度は実施すること。
73	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等について、一部記載の見直しを検討すること。
74	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	業務継続計画及び感染症のまん延防止のための措置にかかる研修及び訓練については、少なくとも1年に1度実施すること。
75	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	認知症介護の基礎的な研修について、対象者に受講させること。

令和6年度運営指導における指摘事項一覧 口頭指摘一覧

(令和6年11月30日時点)

No.	指摘区分①	指摘区分②	サービス種別	指導内容
76	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	管理者については、辞令を交付する等により、その職責を明示すること。
77	口頭指摘	人員に関すること	地域密着型通所介護	出勤簿の欄外に確認のための押印欄が配置されているが、押印がされていないものがある。確認欄として必要なものであれば押印をすること。また不要な欄であれば削除すること。
78	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	ハラスメント対策としての周知を口頭で実施しているため、すぐに目につくところへの掲示をするなど検討すること。
79	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	事故対応のマニュアルはすぐに取り出せるような場所に保存して、職員間でも周知すること。
80	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	研修対象者と研修受講先を整理し、外部研修後は他職員への研修内容のフィードバックを行うなど、周知を実施すること。
81	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	契約書や重要事項説明書等の記載について、表現を修正すること。
82	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	契約書や重要事項説明書において、条項内容の重複等があるため、内容を精査して、利用者や家族にもわかりやすい内容となるよう、表現も検討すること。
83	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	BCPの内容について、一般的に必要とされる内容は記載されているが、より事業所の実情に即した具体的な内容となるよう、継続して見直しをすること。
84	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	契約書と重要事項説明書の内容に不整合があるため、実態に合わせ修正すること。その他文言についても見直しを行うこと。
85	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	契約書は施設管理者ではなく代表者名で交わすこと。
86	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	事故の対応について、突然の事故備えて、事故を想定しマニュアルを整備しておくことと良い。
87	口頭指摘	運営に関すること	地域密着型通所介護	契約書と重要事項説明書の内容に不整合があるため、実態に合わせ修正すること。その他文言についても見直しを行うこと。
88	口頭指摘	人員に関すること	地域密着型通所介護	看護師及び准看護師について、資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）を用意し、一部市役所に提出すること。
91	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	事故発生時の対応について、車両事故のみでなく、居宅支援提供中（居宅訪問時の転倒など）に起こった事故も想定してまとめること。
92	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等の一部記載の見直しをすること。
93	口頭指摘	人員に関すること	居宅介護支援	所長ではなく管理者として辞令を交付すること。
94	口頭指摘	運営に関すること	居宅介護支援	運営規程等の一部記載の見直しをすること。
96	口頭指摘	人員に関すること	認知症対応型共同生活介護	管理者が介護従業者と兼務している場合、1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと
97	口頭指摘	人員に関すること	認知症対応型共同生活介護	労働条件通知書の署名欄が空欄の者がいたため記載を求めること

報酬改定について (サービス共通事項)

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次 (サービス共通事項)

- 1 感染症や災害への対応力向上
- 2 高齢者虐待防止の推進
- 3 書面揭示の規制の見直し
- 4 管理者の兼務範囲

※今後、国から発出される通知等により内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

1 感染症や災害への対応力向上

・業務継続計画（BCP）について

計画を作ってくれ

・未策定減算新設

やらないと減算です

3

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

業務継続計画（BCP）について

基準の条文

感染症や災害が起こった時にちゃんと動けるように計画作ってといて下さい

1. ○○事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する○○（サービス）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

計画の内容に従業者に教え、研修と訓練をやして下さい

2. ○○事業者は、○○○（従業者）に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

計画作りっぱなしはダメちゃんと見直して下さい

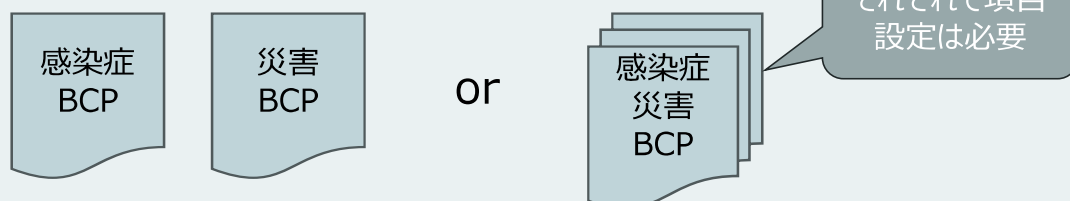
3. ○○事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

計画作成のポイント

1. 感染症及び災害の計画を一体的に策定してもよい。



2. 感染症の業務継続計画と感染症の予防及びまん延の防止のための指針（※1）については、一体的に策定してもよい。（但し、それぞれに対応する項目を適正に設定する必要がある）

※1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（居宅介護支援）、衛生管理等（通所系・施設系事業所）の基準

3. 災害に係る業務継続計画と非常災害に関する具体的計画（※2）については、一体的に策定してもよい。（但し、それぞれに対応する項目を適正に設定する必要がある）

※2 非常災害対策（通所系・施設系事業所）の基準

研修のポイント

1. 全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
2. 研修の実施内容については記録をとること。
3. 感染症の業務継続計画に係る研修と感染症の予防及びまん延の防止のための研修については、一体的に実施してもよい。（それぞれの研修の内容を理解して実施してください。）
4. 研修の回数について
新規採用時 1回（定期的研修とは別に実施）
定期的研修 年1回以上（在宅系事業所）、年2回以上（施設系事業所）
サービスごとに年間の必要回数が異なるため、注意してください。特に法人ごとに複数のサービス事業所合同で実施する場合は、サービスごとの必要回数を満たすよう計画してください。

訓練のポイント

1. 全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。
2. 訓練の実施内容については記録をとること。
3. 感染症の業務継続計画に係る訓練と感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、一体的に実施してもよい。（それぞれの訓練の内容を理解して実施してください。）
4. 災害の業務継続計画に係る訓練と非常災害対策に係る訓練については、一体的に実施してもよい。（それぞれの訓練の内容を理解して実施してください。）
5. 訓練の回数について
年1回以上（在宅系事業所）、年2回以上（施設系事業所）
サービスごとに年間の必要回数が異なるため、注意してください。特に法人ごとに複数のサービス事業所合同で実施する場合は、サービスごとの必要回数を満たすよう計画してください。

7

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

その他研修・訓練について

感染症のBCP、災害のBCPの研修・訓練について
年1回以上の事業所の場合



感染症と災害それぞれで1回ずつ行ってください。



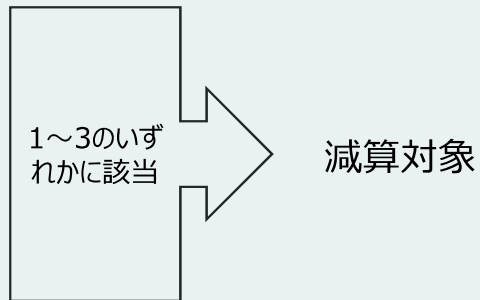
BCPの目的や趣旨を理解し、感染症が発生した場合や自然災害が発生した場合に、業務が継続できるよう普段から準備をお願いします。

8

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

未策定減算新設について

1. 感染症の業務継続計画が未策定
2. 災害の業務継続計画が未策定
3. 業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない



※研修・訓練、計画の見直しは減算要件ではありませんが、運営基準上は義務となりますので必ず行って下さい。

減算の適用時期

令和7年3月31日まで適用なし

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
居宅介護支援

感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、非常災害対策に関する具体的計画の策定を行っている場合、令和7年3月31日まで適用なし

地域密着型通所介護
（介護予防）認知症対応型通所介護
（介護予防）小規模多機能型居宅介護
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス

2 高齢者虐待防止の推進

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待の防止に関する措置を講ずること

3つのポイント

- ①虐待の未然防止
- ②虐待等の早期発見
- ③虐待等への迅速かつ適切な対応

令和6年3月31日まで努力義務

→ 令和6年4月1日から義務化

11

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

高齢者虐待防止措置未実施減算の新設

減算にならないための4つのポイント

4つのポイント

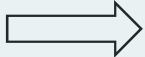
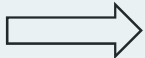
- ①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会
- ②高齢者虐待防止のための指針
- ③高齢者虐待防止のための研修（年1～2回以上）
- ④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者

※サービス種類により
異なります。

12

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会

- どんな委員会？  虐待等の発生の防止、早期発見、発生した場合はその再発を防止するための対策を検討する委員会
- メンバーは？  管理者を含む幅広いメンバーで構成する。理想は、事業所外の虐待防止の専門家を委員として入れることが望ましい。
- 開催時期、回数
は？  定期的に開催（指針に定めておくといい）例．年1回（定期）、虐待等事象発生時（随時）

13

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

委員会で検討する内容

- ・委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための研修の内容に関すること
- ・虐待等を把握した場合の市町村への連絡方法に関すること
- ・虐待等発生時の原因の分析、再発防止策に関すること
- ・再発防止策の効果の検証（事象発生時）

14

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

②高齢者虐待防止のための指針

指針に盛り込む内容

- ・虐待の防止に関する基本的方針
- ・委員会、その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修の関する基本的方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本的方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当指針の閲覧等に関する事項
- ・その他、虐待防止の推進のために必要な事項

15

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

③高齢者虐待防止のための研修

研修の内容

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの
- ・事業所内での内部研修で問題ない

研修の回数

- ・指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な研修は年1～2回以上（運営基準）
- ・未実施減算の条件である定期的な研修も年1～2回以上（運営基準同様）
- ・新規採用時は必ず虐待の防止のための研修を実施（定期的な研修とは別実施）

※定期的な研修は、サービス種類によっては年2回以上となります。各サービス種類の必要回数を運営基準で確認し、必ず必要回数以上実施してください。

16

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための**担当者**

担当者の選定

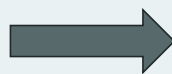
- ・①から③の委員会、指針、研修を適切に実施するために担当者が必要
 - ・委員会の責任者と同一の者が望ましい
 - ・同一事業所内での担当者の兼務、他の事業所・施設等の担当者の兼務は職務に支障がなければ可
- ※兼務の場合、日常的に事業所内の状況を適切に把握している者を選任すること

17

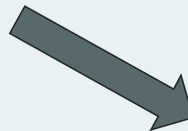
令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3 書面掲示の規制の見直し

運営規程の概要等の
重要事項



書面提示



ウェブサイトに掲載

※インターネット上で閲覧ができるようにして下さい

令和7年4月1日から義務化

18

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

ウェブサイトに掲載とは？

法人・事業所のホームページ

法人・事業所のホームページで
掲載する

介護サービス情報公表
システム

介護サービス情報公表システム
で掲載する

19

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

何を載せればいいのか？

載せるべき項目

- ・法人・事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、所在地等）
- ・サービス提供日、提供時間、休日等
- ・利用料、その他費用（法定外 食費、消耗品費等）
- ・従業員の勤務体制
- ・サービス提供地域
- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理等窓口
- ・第三者評価の実施状況
- ・その他（秘密保持、研修等）

20

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

何を載せればいいのか？ その2

その他載せておくとい項目

- ・高齢者の虐待防止
- ・ハラスメント対策
- ・業務継続計画（BCP）

その他実は載せておくといかもしれない項目

※サービス利用者、家族以外にもサービスを選択するケアマネジャーも見ることを考慮して載せておくといかもしれません

- ・事業所の特徴
- ・事業所のアピールポイント
- ・簡単な紹介文



既にホームページを持っていて
載せている内容であればいら
ないかもしれませんが・・・

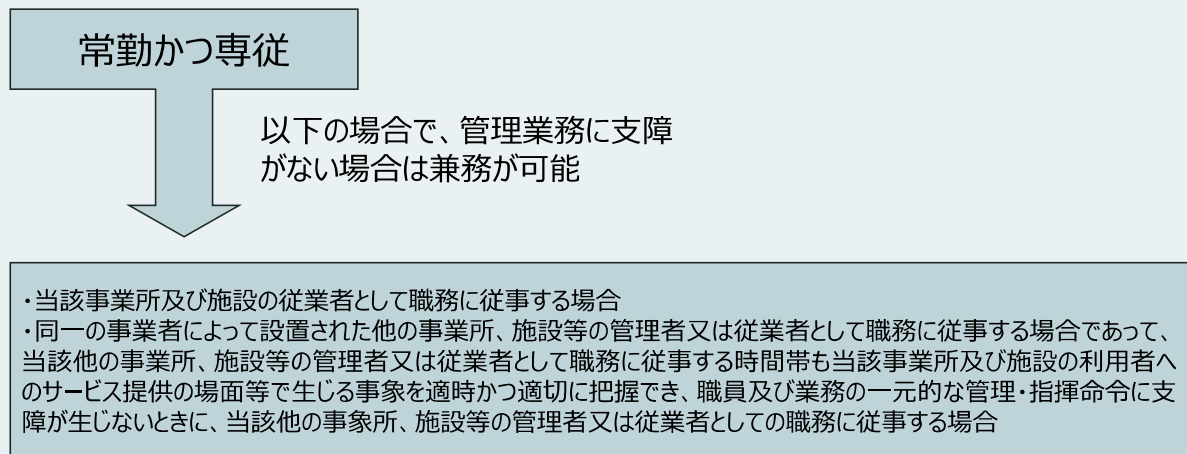
4 管理者の兼務範囲

管理者の兼務範囲の明確化

- ・兼務の範囲（2職種まで）
- ・出勤日における管理者業務の時間
- ・同一敷地内でない場合の取り扱い

兼務の範囲（２職種まで）

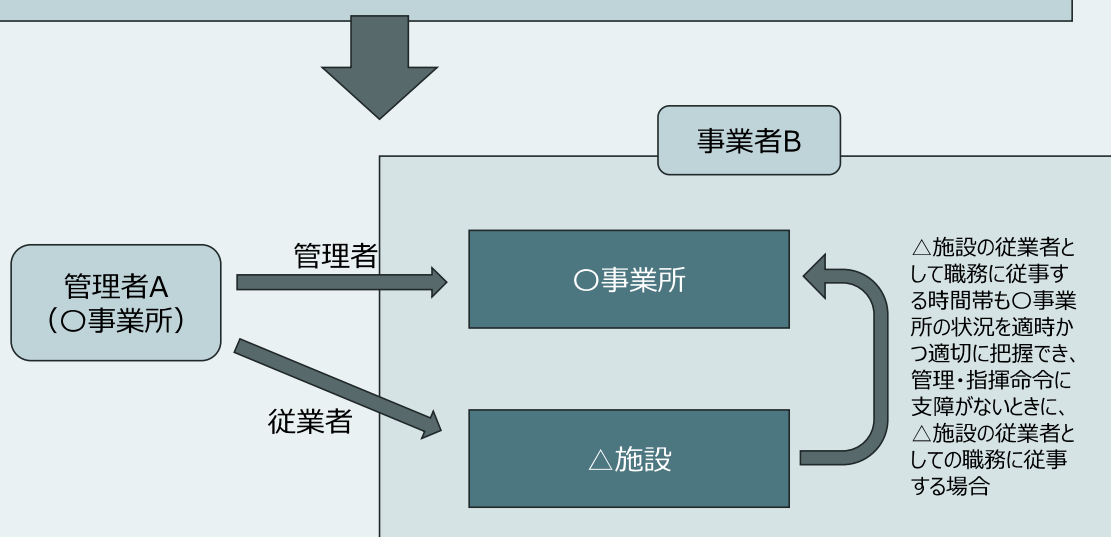
管理者の勤務の原則



23

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者として職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者として職務に従事する時間帯も当該事業所及び施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

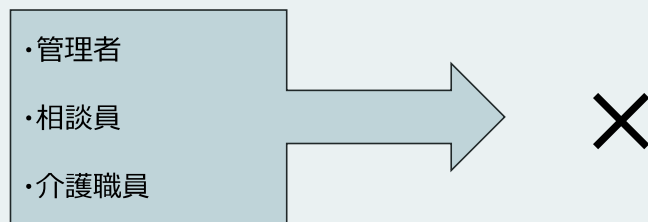
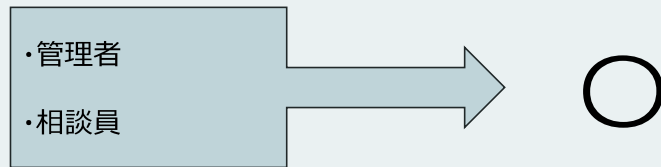


24

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

兼務の職種ルール

2 職種までにしましょう



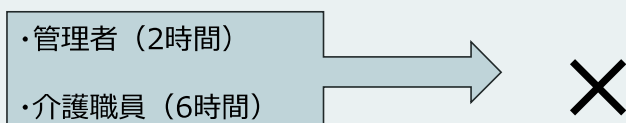
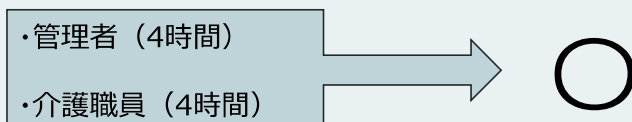
25

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

出勤日における管理者業務の時間

- ・管理者は出勤日は管理業務を必ず行うこと
- ・兼務の場合、勤務時間の半分以上は管理者として従事すること

管理者が介護職員と兼務する場合（8時間勤務想定）



※居宅介護支援事業所は対象外です（管理者と介護支援専門員の兼務）

26

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

同一敷地内でない場合の取り扱い

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等が必ずしも同一敷地内にあるとは限らず、遠方等に設置されている場合もある。



事故発生時等の緊急時に管理者が速やかに当該事業所、施設等に駆け付けることが可能かどうか

参考資料

- 令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）
- 令和3年度介護報酬改定の主な事項（厚生労働省）
- 令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）
- 令和6年度介護報酬改定の主な事項（厚生労働省）
- 基準省令に関する通知（解釈通知等）（厚生労働省）
- 運営状況に関する自己点検（愛知県）
- これならわかるスッキリ図解介護BCP業務継続計画（株式会社 翔泳社）

ありがとうございます

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

報酬改定について

(通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス、訪問系サービス)

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

1. 協力医療機関との連携（地密特養、GH）
2. 身体的拘束等の適正化の推進（小多機、看多機、地密デイ、認知デイ）
3. 生産性向上委員会の設置（GH、小多機、看多機、地密デイ）
4. 送迎の取扱いの明確化（地密デイ、認知デイ）
5. 入浴介助加算の算定要件について（地密デイ、認知デイ）
6. 口腔連携強化加算の設置（定期巡回）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護＝地密特養
地域密着型通所介護＝地密デイ
小規模多機能型居宅介護＝小多機
定期巡回・随時対応型訪問介護看護＝定期巡回

認知症対応型共同生活介護＝GH
認知症対応型通所介護＝認知デイ
看護小規模多機能型居宅介護＝看多機

1. 協力医療機関との連携

◎ 緊急時等における対応方法について（地密特養）

- ① 配置医師及び協力医療機関の協力を得て定める。
- ② 1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

◎ 協力医療機関を定める際の要件（地密特養、GH）★地密特養については、経過措置3年

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
- ② 施設から診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保している。
- ③ 入所者の病状が急変した場合等において、医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。（病院に限る）

※GHについては、③を除く

3

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1. 協力医療機関との連携

◎ 利用者急変時の対応（地密特養、GH）

- ① 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。
- ② 協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に届け出なければならない。

◎ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（地密特養、GH）

- ① 第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- ② 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二種協定指定医療機関とは・・・

通知又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所
（愛知県HP：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/0000022203.html>）

4

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2. 身体的拘束等の適正化の推進

◎ **身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け**（小多機、看多機）★経過措置 1 年

身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会の開催（3 月に 1 回）



身体的拘束等適正化のための指針の整備



身体的拘束等適正化のための研修の実施（年 2 回以上）

◎ **身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け**（地密デイ、認知デイ）

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5

令和 6 年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3. 生産性向上委員会の設置

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（GH、地密デイ、小多機、看多機）★経過措置 3 年

生産性向上のためのPDCAサイクル
(PLAN)

課題の抽出・
分析



実行計画の
立案



(DO)

改善活動



(CHECK)

改善活動の
振り返り



(ACTION)

実行計画を
練り直す

⇒利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備

★委員会の開催にあたっては、以下に掲載されているガイドラインを参考に取り組みを進めることが望ましい
介護分野の生産性向上（厚生労働省）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)

6

令和 6 年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

4. 送迎の取扱いの明確化

通所系サービスにおける送迎について、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。（地密デイ、認知デイ）

送迎の範囲

利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態がある場所に限り、送迎可

他介護事業所利用者との同乗

他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗可

障害福祉サービス利用者との同乗

障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者との同乗可

7

※この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損うことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

5. 入浴介助加算の算定要件について（地密デイ、認知デイ）

◎ 入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する**研修等**を行うこと。

研修等とは・・・

入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指す。

（例）脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理

※これらに限るものではない。

外部研修・内部研修は問わないが、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

（注）計画上入浴の提供が位置づけられている場合でも、利用者側の事情により入浴を実施しなかった場合については、算定できない。

8

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

5. 入浴介助加算の算定要件について（地密デイ、認知デイ）

◎ 入浴介助加算（Ⅱ）

・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が浴室の環境の評価を行う。

・医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。

・個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。

・入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

情報通信機器を活用する場合、必ず介護職員（訪問する者）と医師等（評価する者）が画面を通じて同時進行する必要はない。医師等の指示の下、当該利用者の動作については動画、浴室の環境については写真にするなど、状況に応じて動画・写真等を活用し、医師等に評価してもらう事で要件を満たす。

9

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

6. 口腔連携強化加算の設置（定期巡回）

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数（50単位）を加算する。

算定要件

・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

・以下のいずれにも該当しないこと。

①他事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している。

②当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している。

③他事業所において、口腔連携強化加算を算定している。

口腔の健康状態の評価を行うにあたっては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、実施及び一体的取り組みについて」及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に対する考え方」（令和6年3月日本歯科医師学会）を参照すること

10

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

参考資料

- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）
- ・令和6年度介護報酬改定の主な事項（厚生労働省）
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集（厚生労働省）
- ・介護分野における生産性向上ポータルサイト（厚生労働省）
(<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/what/index.html>)
- ・介護保険最新情報 Vol.1225（令和6年3月15日 厚生労働省）

ありがとうございます

報酬改定について

(居宅介護支援事業所)

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

(居宅介護支援事業所)

1. 介護予防支援を行う場合の取り扱い
2. 特定事業所加算
3. 入院時情報連携加算
4. 通院時情報連携加算
5. ターミナルケアマネジメント加算等
6. 公正中立性の確保のための取組
7. 同一建物減算

1.介護予防支援を行う場合の取り扱い

- これまで地域包括支援センターから委託を受けて行っていた介護予防支援が、**居宅介護支援事業者も市町村の指定を受けて直接実施できるようになった。**
- 居宅介護支援事業者の介護予防支援が開始されたことに伴い、介護予防支援費の単位数がこれまでの438単位から、**地域包括支援センターが行う場合（Ⅰ）442単位、指定居宅介護支援事業者が行う場合（Ⅱ）472単位**に変更。
- 居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、**介護支援専門員のみ**の配置で事業を実施することが可能。
- 管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には**兼務が可能**。
- また、居宅介護支援と同様に、特定地域介護予防支援加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算が算定可能。

1.介護予防支援を行う場合の取扱い（続き）

- 介護予防支援事業所の指定を受ける場合、居宅介護支援とは別に新たに介護予防支援事業所の**指定申請書の提出が必要**。
- 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して**情報提供することが運営基準上義務付け**られる。
- 介護予防支援事業所の指定を受けると、要支援の依頼を受け入れる必要が生じる場合があり、**要支援の担当件数が増える**ことが考えられる。介護予防支援費の介護報酬は、要介護1・2の居宅介護支援費に比べて約1/3程度と報酬面での差が大きい。
- **介護予防ケアマネジメントに関しては、従来どおり**地域包括支援センターの担当となる。

2. 特定事業所加算

重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質を高めることが目的。

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
(1)常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。(支障がない場合は兼務可)	2名以上	1名以上		
(2)常勤専従の介護支援専門員を配置していること。(支障がない場合は兼務可)	3名以上		2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3)利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議をおおむね週に1回以上、定期的に行っていること。	○			
(4)24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保していること。	○			○(連携可)
(5)加算を算定する月の利用者のうち、要介護3～5の者の割合が40%以上であること。	○	×		
(6)介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○			○(連携可)
(7)地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも、対応できること。	○			
(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会・研修会等に参加していること。	○			
(9)特定事業所集中減算が適用されていないこと。	○			
(10)介護支援専門員1人あたりの利用者数が45名(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名)未満であること。	○			
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。	○			○(連携可)
(12)他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	○			○(連携可)
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○			

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2. 特定事業所加算

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員・介護支援専門員は、業務に支障がない場合は他の業務(包括支援センターから委託を受けて行う予防支援や総合相談事業等)との兼務が可能。
- ヤングケアラーや障がい者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度の対象者への支援に関する事例検討会や研修に参加することについて、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等、ケアマネジメントを行う上で必要と考えられるものであればよい。
- おおむね週1回以上開催が必要な「利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」について、議事の記録をとって保管すること。
- 介護支援専門員一人当たりの取り扱い件数が見直されたことに伴って、特定事業所加算の要件についても、一人当たりの取扱件数は「45未満」、居宅介護支援費Ⅱを算定する場合は「50未満」となってる。

3.入院時情報連携加算の見直し

- 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行は入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

①（Ⅰ）250単位/月の算定要件

利用者が病院又は診療所に**入院した日のうち**に（従前は入院してから3日以内に）、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

②（Ⅱ）200単位/月の算定要件

利用者が病院又は診療所に**入院した日の翌日又は翌々日**に（従前は入院してから4日以上7日以内に）、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

4.通院時情報連携加算の見直し

- 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が**歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象**とする見直しを行う。

5.ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

- ・ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の**対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しない**こととし、**医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象**とする見直しを行う。
- ・併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。

6.公正中立性の確保のための取組の見直し

- ・事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の**努力義務**とする。
 - ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合
- ⇒特定事業所集中減算の算出に必要な割合であることに変わりないので、利用者への説明が努力義務になったが、計算は引き続き必要です。

7. 同一建物減算の創設

- 同一建物減算：所定単位数×**95/100を算定する**（5%の減算）
- 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数（20人以上）の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。
- 「同一敷地内建物等」とは一体的な建築物として、居住フロアと別の階に居宅介護支援事業所がある場合や、渡り廊下でつながっている場合、道幅の狭い道路を挟んだ向かいに事業所を構えている場合等が考えられる。
- 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」は前述の同一敷地内建物以外を指し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者を合算するものではない。
- この場合の「20人以上」はその月の給付管理票に計上される利用者数を数えるため、サービスの利用がなかった居住者を除く。

参考資料

- 令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）
- 令和6年度介護報酬改定の主な事項（厚生労働省）
- 基準省令に関する解釈通知（居宅）
- 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A

ありがとうございます

事故報告状況について

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

1. はじめに
2. 事故報告の目的
3. 報告が必要な事故
4. 事故報告の期限
5. 事故報告報告書の様式・提出方法
6. サービス事業者ごとの事故報告件数
7. 要介護度別の事故報告件数
8. 事故の原因
9. 事故種類
10. 発生場所と発生時間帯
11. 事故予防のための対策
12. 参考資料

1 はじめに

介護保険サービス事業者は、サービスごとに定められている事業の人員、設備及び運営に関する基準により、サービスの提供によって事故が発生した場合は、市町村等へ報告する必要があります。

尾三地区(豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町)において、令和6年事故報告書の集計件数は合計277件。

3

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2 事故報告の目的

・介護保険サービス事業者

介護サービス提供時に発生した事故等について、適切な対応の確保や再発防止策の検討を行うこと

・保険者

報告された介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険サービス事業者等に対し、安全対策に有用な情報を共有すること

介護事故の発生・再発防止、介護サービスの改善・サービスの質の向上へつなげる

4

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3 報告が必要な事故

- ・サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故
- ・食中毒及び感染症
- ・職員（従業者）の法令違反・不祥事件等
- ・その他、報告が必要と認められる事故

5

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

4 事故報告の期限

- ・遅くとも5日以内に報告

報告先：被保険者の属する保険者及び事業所が所在する保険者

- ・以下の場合、第一報を電話連絡すること

利用者等の死亡、重篤事故等の重大事故

- ・事故が長期化する場合は・・・

適宜、経過を報告し、完結した時点で最終報告を行う

6

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

5 事故報告報告書の様式・提出方法

・尾三地区の様式

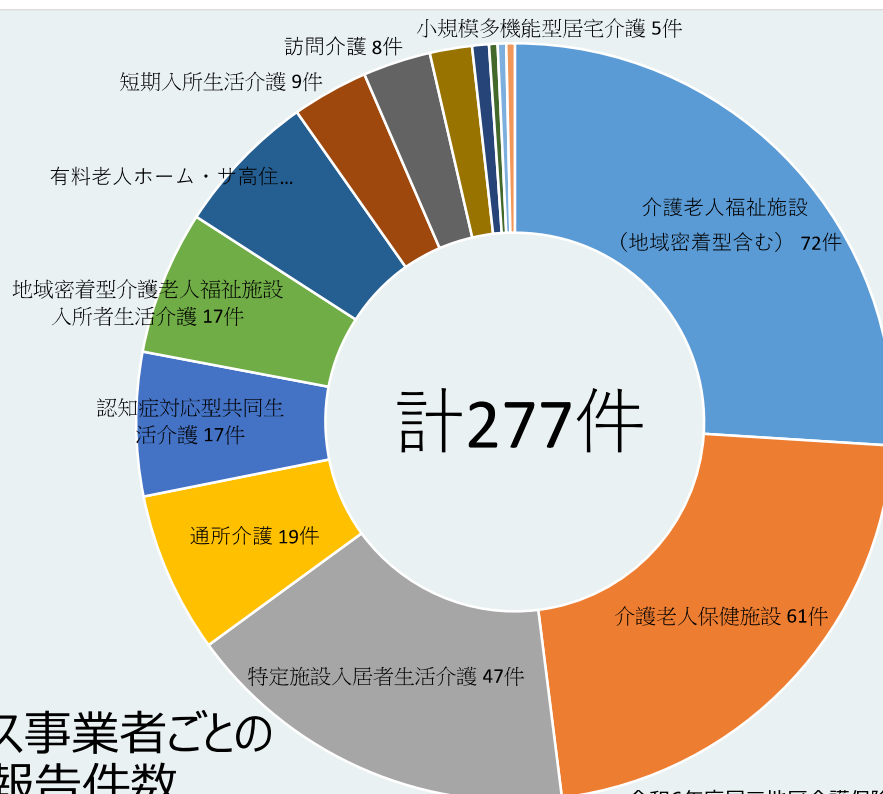
各市町のホームページからダウンロード可能

・提出方法

原則、電子メール等の電磁的方法により行うこと

7

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

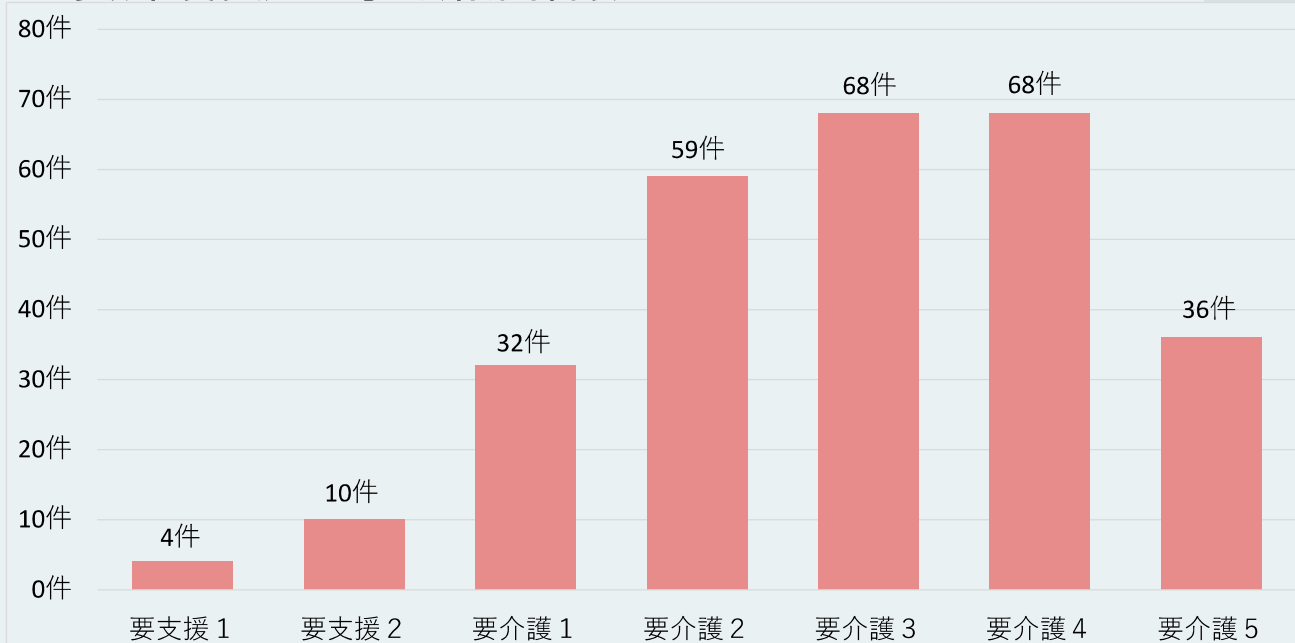


6 サービス事業者ごとの事故報告件数

8

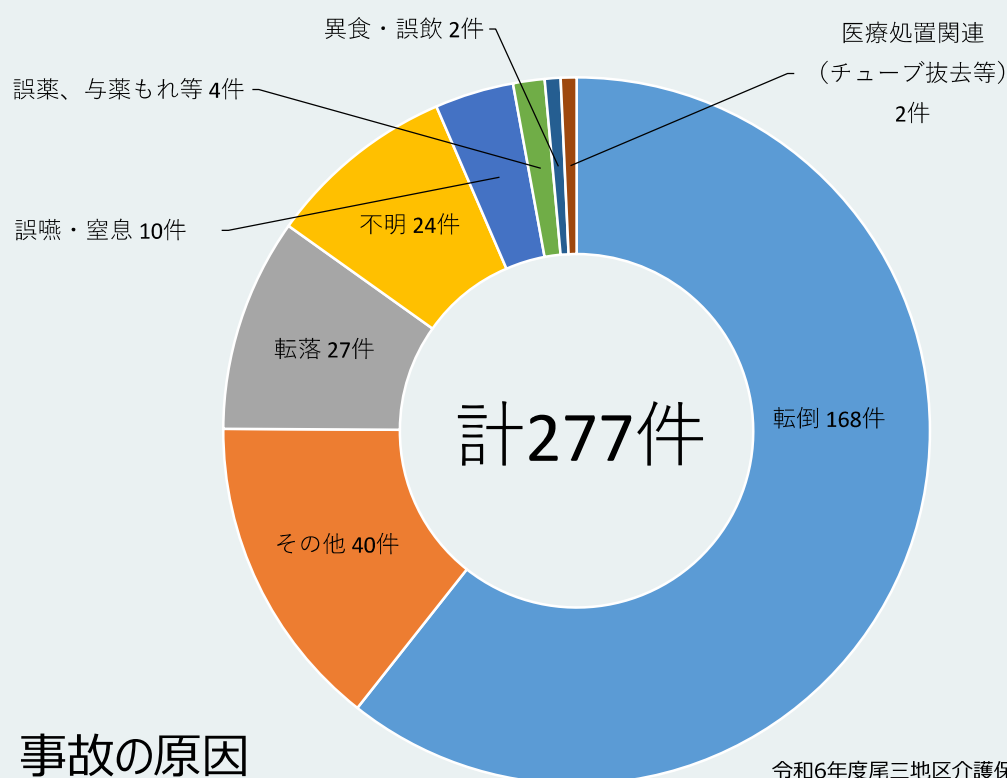
令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

7 要介護度別の事故報告件数



令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

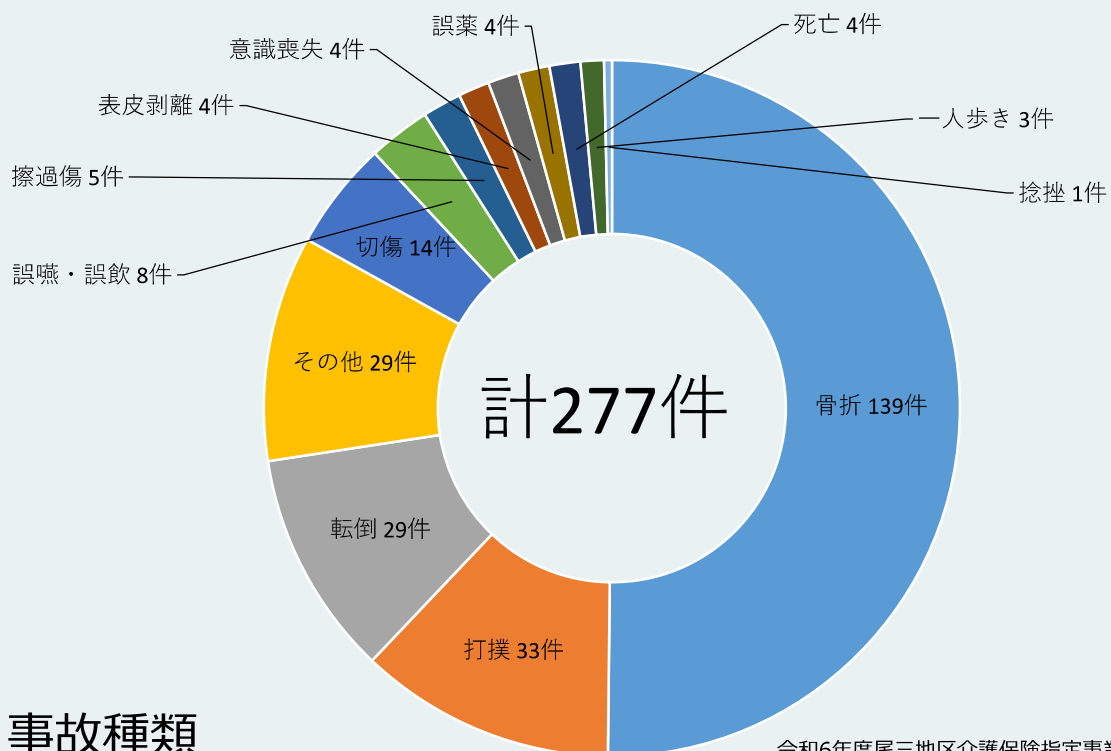
9



令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

10

8 事故の原因



令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

9 事故種類

10 発生場所と発生時間帯

発生場所	居室	トイレ	廊下	食堂等 共用部	浴室 脱衣所	機能 訓練室	敷地内の建 物外	施設外	その他	不明	乗降・乗 車中	自宅	計
発生時間帯													
0:00~3:00	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
3:00~6:00	19	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	26
6:00~9:00	28	4	2	17	0	0	0	2	0	0	1	0	54
9:00~12:00	13	4	2	12	6	1	1	1	3	3	2	2	50
12:00~15:00	9	1	2	14	5	1	0	2	0	1	0	1	36
15:00~18:00	16	4	3	7	3	0	1	3	0	2	2	3	44
18:00~21:00	25	2	2	9	2	0	0	0	1	0	0	0	41
21:00~24:00	10	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
時間帯不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	128	20	18	61	16	2	2	9	4	6	5	6	277

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1 1 事故予防のための対策

転倒

日ごろから転倒のリスクとなる要因がないか確認

- ・靴は足に合っているか、靴底の素材は床材と合っているか、すり減っていないか
- ・杖、歩行器等は、身体寸法、身体能力合ったものを使用しているか、使い方は正しいか
- ・床の段差はないか

転倒が発生しやすい環境をつくらない

- ・床が水で濡れやすい場所はないか
- ・夜間：移動経路が暗すぎないか、足元にコードや不要なものがないか

普段から利用者の様子を観察する

- ・「いつもと違うな」ということを早めに気づく
- ・体調不良、ふらつき、不眠、落ち着きがないなど普段と違う様子が見られたときには特に注意する

13

《出典》特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（2013年3月）
株式会社三菱総合研究所

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

1 1 事故予防のための対策 2

ポイントを押さえた観察を普段から心がける



転倒のリスクが高い利用者をピックアップすることができる



効果的な見守りや早めの対策をとることができる

14

《出典》特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（2013年3月）
株式会社三菱総合研究所

令和6年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

参考資料

- ・事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号等）
- ・介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の
取り扱いについて
（令和3年12月17日付け愛知県福祉局長通知）
- ・介護保険施設等における事故の報告様式等について
（介護保険最新情報Vol1332 令和6年11月29日）
- ・特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン
（2013年3月） 株式会社三菱総合研究所

ありがとうございました。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

介護サービス事業者等は、サービスごとに定められている事業の人員、設備及び運営に関する基準により、サービスの提供によって事故が発生した場合は市町村等へ報告しなければならない。

参考

- ・「事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号)
- ・「介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて」
(令和3年12月17日付け愛知県福祉局長通知)
- ・「介護保険施設等における事故の報告様式等について」
(介護保険最新情報 Vol. 1332 令和6年11月29日)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

各事業者は、次の①～④の場合、市町村に報告を行うこととする。

報告事項区分	報告内容説明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	・医師（施設の勤務医、配置医（以下、「勤務医等」という。）を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。 <u>※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</u> <u>※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。</u> ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
② 食中毒及び感染症の発生	・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等)
④ その他、報告が必要と認められる事故の発生	・例、利用者等の保有する財産の滅失等

3 事故報告の手順

初期対応

- ・利用者の保護や必要な処置、医療機関へ連絡・搬送する。
- ・家族や関係機関（マネジメント事業所等）へ連絡する。



※死亡等の重大事故の場合

事故発生報告

- ・事故発生後、速やかに保険者等に事故の概要について報告する。【電話等】



原因の特定

- ・事故の発生状況や対応経過について、関係職員が記録する。
- ・記録に基づき、事業所内で検討し、事故原因を特定する。



利用者・家族等へ説明

- ・事故に関する経過や原因等を事実に基づき、利用者、家族に説明する。



事故発生報告

- ・第1報（重大事故の場合、第2報以降）は別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に事故報告書を提出する。【持参、郵送、メール、FAX】



再発防止策等の検討

- ・事故に関する記録や原因に基づき、必要な事故再発防止対策の検討や事故防止委員会を開催する。



利用者・家族等へ説明

- ・利用者、家族への説明、合意を図る。



最終事故報告

- ・事故処理が終了した時に、最終報告をする。【持参、郵送、メール、FAX】



再発防止策の実施・周知

- ・事故再発防止対策の実施と事業所等内の研修を行う。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所が所在する保険者（市町村）

事故報告書（事業者→保険者）

参考例

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

※第1報の時点で事故処理が終了している場合は、1から8（必要に応じて9）までを記載した第1報をもって最終報告とすることができる

☒ 第1報	☐ 第 報	☒ 最終報告
※第1報=最終報告になる場合は第1報及び最終報告にチェックしてください。		

提出日：西暦2025年 1月 24日

1事故状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☒ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2事業所の概要	法人名	〇〇法人〇〇会										
	事業所(施設)名	特別養護老人ホーム〇〇						事業所番号	230000000			
	サービス種別	介護老人福祉施設										
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地										
	連絡先(TEL)	(0000) 00 - 0000				担当者氏名		〇〇 〇〇				
3対象者	氏名・年齢・性別	氏名	〇〇 〇〇		年齢	80		性別	☒ 男性 ☐ 女性			
	被保険者番号・生年月日	被保険者番号	000000000000		生年月日	西暦	1942	年	〇	月	〇	日
	サービス提供開始日	西暦	2021	年	11	月	1	日	保険者	〇〇市		
	住所	() ☒ 事業所所在地と同じ										
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☒ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 事業対象者 ☐ 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ IIa ☒ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ 記入漏れ多い項目									
4事故の概要	発生日時	西暦	2023	年	11	月	1	日	2	時	0	分頃(24時間表記)
	発生場所	☒ 居室(個室) ☐ 浴室 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()										
	事故の種別	☒ 転倒 ☐ 異食・誤飲 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬・与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細	23:00 職員がトイレ介助を行う。 2:00 巡視していた職員が、居室内より「ドン」と音がしたので訪室すると、本人がベッドサイドでしりもちをつき座り込んでいるのを発見。職員が本人に痛いところを尋ねると「ここが痛い」と言って左股関節部分をさすった。ベッドから降りて、トイレに行く際にバランスを崩し転倒した。										
	その他 特記すべき事項	・自由記載部分については、「いつ」「だれが」「どこで」「どのように」「どうして(理由)」行動したかがわかるように、具体的に記載してください。 ・記載枠が足りない場合は、セルの高さを調整して記載してください。ページ数が増えても構いません。										

5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応	2:15 バイタルサイン測定（血圧：131/75mmHg 脈拍：74 体温：36.8度） 管理者と看護師に連絡する。看護師よりクーリングの指示あり、行う。 2:30 管理者が施設に到着し、状況を報告する。緊急性が高いと判断し、本人の同意を得て救急要請する。 管理者から長男に連絡し、転倒の経緯と救急搬送の旨伝える。 2:45 救急車で病院へ搬送。 3:30 長男が病院で合流。再度、事故の経緯についての説明と謝罪を行い職員は帰宅する。							
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診 (外来・往診) ☒ 救急搬送 ☐ その他 ()							
	受診先	医療機関名	〇〇病院		連絡先（電話番号）		0000-00-0000		
	診断名	左大腿骨頸部骨折							
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☒ 骨折(部位：左大腿部) ☐ その他 ()							
	受傷部位	左大腿部							
	検査、処置等の概要	左足部レントゲン、CT撮影。11/3手術							
6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況	普段は歩行器や手すりを使い独歩。靴をきちんと履いているかの確認を行い、移動の際は付き添いを行うようにしていた。 11/3 12:00 長男より、本人の手術が無事に終了したと、医師より問題なければ2～3週間程入院し、リハビリのため転院予定と説明があった旨の連絡あり。							
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☒ 子、子の配偶者 ☐ その他 ()						
		報告年月日	西暦	2023	年	11	月	1	日
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()							
本人、家族、関係先等への追加対応予定	利用者・家族とトラブルや損害賠償等の状況あれば記載してください。それ以外にも追加の対応がある場合は、記載してください。								
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	【本人要因】 ・手すりや歩行器を使用し、自力で歩くことができるが、下肢筋力低下もあり、寝起きということもあってバランスを崩した。 ・トイレや移動の際はナースコールを押すようお願いしているが、ナースコールを押さなかった。 【職員要因】 ・過去に物にぶつかることや、つまずく等のヒヤリハットがあったが、情報共有されていなかった。 ・トイレに行く際はナースコールを押してくれるだろうというリスクに対する意識の薄れがあった。 【環境要因】 ・居室からトイレまでの導線が暗かった。 ・転倒に備えた福祉用具が配置されていなかった。								
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること) ・夜間のトイレの誘導時間の見直しを行う。(誘導回数を〇時、〇時→〇時、〇時、〇時の2時間ごとにする) ・トイレや何かあった際はナースコールを押してもらう旨の張り紙をする。 ・ナースコールを押さずにトイレへ行ってしまう可能性があるということを全職員に共有する。 ・夜間は居室の常夜灯をつける。 ・ベッドサイドにポータブルトイレを設置し、夜間の使用をすすめる。 ・歩行器の置き場をベッドの近くに、定位置にするしをつける。 事故発生後、職員間で再発防止策を検討し、朝礼及び回覧にて情報共有を行った。								
9 その他 特記すべき事項	・「適切な介護を行う」等の漠然とした内容ではなく、事故原因を踏まえた具体的かつ実効性のある対策を記載してください。 ・職員会議や職員研修等で協議し、必ず職員間で周知を徹底してください。 ・必要に応じて事故に関するマニュアルの見直しを行い、再発防止策の内容を踏まえて改正してください。								